

広島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十九年三月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美尾字前平四六六番二地先から東広島市黒瀬町乃美尾字前平四六六番二地先まで	平成二十九年二月二〇日